

令和5年度第2回利府町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和5年5月25日(木) 午後2時から午後3時まで

2 開催場所 利府町民交流館 研修室1

3 出席者 (農業委員9名 推進委員5名) 計14名

会 長	1 番	渡 邊 賢
職 務 代 理	2 番	鈴 木 幸 雄
委 員	3 番	鈴 木 孝 男
委 員	4 番	伊 藤 英 樹
委 員	5 番	郷 家 百合子
委 員	6 番	小 林 寅 雄
委 員	7 番	桂 嶋 賢 一
委 員	8 番	小 幡 康 子
委 員	9 番	阿 部 富 雄
推 進 委 員	10 番	庄 司 安 伸
推 進 委 員	11 番	板 橋 秀 之
推 進 委 員	12 番	鈴 木 政 夫
推 進 委 員	13 番	鈴 木 ハマ子
推 進 委 員	14 番	赤 間 良 一

農業委員会事務局職員

事務局長 高 橋 活 博

事 務 局 桜 井 新 也

佐 藤 嘉 恭

4 議事日程

日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見決定について

日程第3 議案第5号 農用地利用集積計画の決定について

日程第4 協議第3号 農業委員会事務の実施状況等の公表について

日程第5 報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出に対する受理について

5 会議の概要

事務局長が農業委員会総会の開会を告げ、会長から挨拶・報告事項を述べた。

会長が議長となり、議事日程について次のとおり行った。

議 長 ただ今の出席委員は、農業委員9名、推進委員5名の計14名です。

議 長 日程第1 会議録署名委員の指名
会議録署名委員の指名を行います。3番 鈴木 孝男 委員、4番 伊藤 英樹 委員をお願いします。

議 長 日程第2 「議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見決定について」を議題とします。

それでは、事務局から2ページ番号1から3ページ番号2までの内容の説明をお願いします。

事務局 2ページ番号1の内容ですが、

本件の申請地は、森郷字堀川17番 地目 畑 面積1,846㎡ 自作の2種農地です。

転用事由は資材置場、駐車場用地のためで、開発許可は不要、権利内容は所有権移転の売買となります。

位置図は4ページに記載の箇所となっています。

被害防除については、雨水は既設側溝に排出し被害の無いようにするものです。

審査基準については、事業者の資力及び信用、並びに周辺の営農条件に悪影響をあたえないので、基準を満たしております。

3ページ番号2の内容ですが、

本件の申請地は、森郷字堀川28番の一部 地目 畑 現況 道路 面積129㎡ 自作の2種農地です。

転用事由は資材置場、駐車場用地の道路のためで、開発許可は不要、権利内容は使用貸借権の永年となります。

被害防除及び審査基準については、先ほどと同様となります。

以上で説明を終わります。

議 長 次に、現地確認等の結果について、

番号1及び番号2は現地が森郷地区になりますので、13番 鈴木 ハマ子 委員から補足説明願います。

2ページ番号1、3ページ番号2

13番 鈴木 ハマ子 委員

周りの果樹園は何も作っていない状態で影響はないので、特に問題はない。

議 長 事務局・担当委員の内容の説明が終了しましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手願います。

議長 質疑がありませんので、これより採決を行います。本案件について、原案通り許可・決定することに賛成の農業委員の方は挙手願います。

全員が賛成でございますので本案は原案通り決定します。

議長 次に、日程第3「議案第5号 農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。

それでは、事務局から5ページ番号1から7ページ番号2までの内容の説明をお願いします。

事務局 5ページ番号1の内容ですが、

申請地は、加瀬字新大友128番1外2筆 地目 田 面積合計2,569㎡、権利区分は耕作権です。

申請事由は経営規模の縮小、拡大で、権利内容は利用権設定の賃借権の設定で期間は令和5年6月1日から令和10年4月30日までで、物納90kg 年末持参払いとなっています。

位置図は6ページに記載のとおりです。

審査基準については、農業経営基盤強化促進法第18条の農用地利用集積計画の作成等に係る要件並びに基準も十分満たしており、また、借人については、農業機械を所有し、実際に営農活動をしており、農地を耕作している実績があるため、基準を満たしております。

7ページ番号2の内容ですが、

申請地は、飯土井字新中堀71番1外1筆 地目 田 面積合計1,507㎡、権利区分は自作です。

申請事由は農業の廃止、経営拡大で、権利内容は利用権設定の賃借権の設定で期間は令和5年6月1日から令和8年5月31日までで、年15,000円 年末持参払いとなっています。

位置図は8ページに記載のとおりです。

審査基準については、農業経営基盤強化促進法第18条の農用地利用集積計画の作成等に係る要件並びに基準も十分満たしており、また、借人については、農業機械を所有し、実際に営農活動をしており、農地を耕作している実績があるため、基準を満たしております。

以上で、説明を終わります。

議 長 次に、現地確認等の結果について、
番号1の現地が加瀬地区になりますので、9番 阿部富雄 委員から、
番号2の現地が菅谷地区になりますので、私（渡邊会長）から補足説明します。

5ページ番号1

9番 阿部 富雄 委員 継続して作っている田んぼであり、適正
に管理されているので、特に問題ない。

7ページ番号2

1番 渡邊 賢 会長 今までも作付しており、今回新たに利用
権設定を結ぶものであり、特に問題は無い。

議 長 事務局・担当委員の内容の説明が終了しましたので、これより質疑を行います。
発言のある方は挙手願います。

議 長 質疑がありませんので、これより採決を行います。本案件について、原案通り
許可・決定することに賛成の農業委員の方は挙手願います。
全員が賛成でございますので本案は原案通り決定します。

議 長 次に、日程第4「協議第3号 農業委員会事務の実施状況等の公表について」
を議題とします。
事務局から9ページの内容の説明をお願いします。

事務局 9ページをお開きください。
協議第3号 農業委員会事務の実施状況等の公表について説明します。
令和4年度の農地等の利用の最適化の推進の状況その他農業委員会における事
務の実績のため、「令和4年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価
(案)」について、協議するものであります。

この案件の承認が得られた場合、農業委員会等に関する法律第37条、農業委
員会等に関する法律施行規則第15条及び平成28年3月4日付け27経営第2
933号農林水産省経営局農地政策課長通知「農業委員会事務の実施状況等の公
表について」により利府町ホームページで公表するものであります。

協議第3号の別紙をご覧ください。

内容については令和4年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価とい
うことで、昨年4月から目標を設定しておりまして、1 農業の概要というこ
とで、耕地面積の田243ha、畑133haで合計376ha、経営耕地面積の田191ha、
畑65ha、その内、普通畑24ha、樹園地21ha、牧草畑20haで合計256ha、遊休農
地面積の田5ha、畑3haで合計8ha、農地台帳面積の田285ha、畑188haで合計
473haとなっておりまして、こちらは農業センサスの数字となっておりまして、
アンケート調査に基づいた数字は回答していない方もいるので、農地台帳面積の

数字と合っていない状況です。次に、総農家数が 301 戸、自給的農家数が 106 戸、販売農家数が 195 戸となっています。農業就業者数は 240 人の内、女性 87 人、40 代以下が 21 人となっています。次に、認定農業者数の経営数が 18、集落営農経営が 202 となっています。

2 農業委員会の現在の体制ですが、利府町では新体制に基づく農業委員会の体制をとっていきまして、農業委員定数 9 名に対して、実数 9 名、農地利用最適化推進員の定数が 5 名、実数 5 名になっています。

2 ページをご覧ください。Ⅱ担い手への農地の利用集積・集約化についてですが、昨年 4 月現在で、管内 376ha の農地面積がございまして、これまでの集積面積、貸し借りしている面積ですが 37ha、集積率が 9.8%となっております。令和 5 年 3 月末までの実績ですが、集積目標 40ha に対し、実績が 43ha、うち 6ha が新たに増えてございまして、達成状況が 107.5%となっております。

3 ページをご覧ください。Ⅲ新たに農業経営を営もうとする者の参入促進について、現状及び課題ですが、令和元年度から令和 3 年度までの新規参入者すべて 0 となっています。令和 4 年度の目標と実績ということで、参入目標が 1 経営体、参入実績が 2 経営体となっており、達成状況が 200%となっております。参入目標の面積ですが、目標 1.0ha に対して、参入実績面積は 0.4ha となっております。

4 ページをご覧ください。こちら遊休農地に関する措置に関する評価ですが、昨年の 4 月現在で 14ha の遊休農地がありました。令和 4 年度の解消目標が 2.8ha で実績が 7.3ha で達成状況が 260.7%となっています。

5 ページをご覧ください。違反転用への適正な対応ということで、現状では 0.5ha ほどございまして、実績としましては 0.5ha のままとなっております。

6 ページをご覧ください。農地法等によりその権限に属された事務に関する点検についてでございますが、農地法第 3 条ですが、県から事務移譲を受けてございまして、昨年の申請が 7 件ありました。7 ページをご覧ください。3 農地所有適格法人からの報告への対応ということで、今回 1 法人の記載がありますが、内訳は決算後の報告になるということで、まだ報告の義務が生じてないことから、0 ということになっています。4 情報の提供等ということで、調査対象賃貸借件数が 26 件となっておりまして、チラシ配布や町ホームページで公表をしております。権利移動の件数ですが 177 件あったということで取り纏めを行っております。

次に 8 ページをご覧ください。総会等の議事録の公表ですが、昨年まで窓口で閲覧ということでやっていりましたが、4 月終わり頃から議事録の公表をホームページでも行っております。こちらの活動点検・評価についてもホームページの方で公表することになります。

以上で、説明を終わります。

議 長 事務局から内容の説明が終了しましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手願います。

質 疑 12番 鈴木 政夫 委員

3点お伺いします。1ページ、新制度に基づく農業委員会の農業委員数が9名、これの内訳の数が合わないのは問題ないのか。

回 答 問題無い。農業委員それぞれが該当する項目を記載しており、該当しない方もいるため。

質 疑 12番 鈴木 政夫 委員

次2ページ目、3目標の達成に向けた活動について、誤字があるので修正すること。(情報取集⇒情報収集)

回 答 修正します。

質 疑 12番 鈴木 政夫 委員

それから3ページ目、3目標達成に向けた活動の中の活動実績について、誤字があるので修正すること。(梨生産農家のう担い手)

回 答 修正します。

議 長 事務局で修正をお願いします。

その他、ご質問・ご意見等ございませんか。

ご質問・ご意見等がないようです。

協議案件でございますので、承認いたします。

議 長 次に日程第5「報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出に対する受理について」を議題とします。

事務局から10ページ番号1から16ページ番号4までの内容の説明をお願いします。

事務局 10ページ番号1の内容ですが、

申請地は、神谷沢字長田14番 地目 田 現況 畑 面積62㎡、自作、3種農地となっています。

転用事由は残土置場で開発許可は不要、権利内容は賃借権設定で被害防除については、隣接地に農業施設はなく、雨水等は自然透過とするものです。

位置図は別紙のとおりとなっています。

1 2 ページ番号 2 の内容ですが、

申請地は、神谷沢字金沢 5 番 地目 畑 面積 1,498 m²、自作、3 種農地となっています。

転用事由は残土置場で開発許可は不要、権利内容は賃借権設定で被害防除については、隣接地に農業施設はなく、雨水等は自然透過とするものです。

位置図は別紙のとおりとなっています。

1 4 ページ番号 3 の内容ですが、

申請地は、森郷字仲町浦 5 2 番 1 地目 畑 面積 20 m²、自作、3 種農地となっています。

転用事由は一般住宅の建築で開発許可は不要、権利内容は永年の使用賃借権設定で被害防除については、隣接する農地に被害を与えないよう留意するものです。

位置図は別紙のとおりとなっています。

1 6 ページ番号 4 の内容ですが、

申請地は、赤沼字坂ノ下 1 番 1 地目 田 現況 畑 面積 837 m²、自作、3 種農地となっています。

転用事由は現場事務所及び資材置場で開発許可は不要、権利内容は賃借権設定で被害防除については、雨水処理は砂利敷として利用するため自然透過とし、土砂流失等の恐れはなく、周囲に悪影響を与えないようするものです。

位置図は別紙のとおりとなっています。

番号 1 から番号 4 までの審査基準については、また、審査基準については、届出の審査要件であります、市街化区域内の農地であることと、届出書の法定記載事項が記載され、添付書類等が具備しておりましたので、受理しております。

以上で、説明を終わります。

議 長 番号 1 及び 2 の現地は神谷沢地区になりますので、1 0 番 庄司安伸 委員
番号 3 の現地は森郷地区になりますので、1 3 番 鈴木 ハマ子 委員、
番号 4 の現地は赤沼地区になりますので、7 番 桂嶋 賢一 委員から補足説明願います。

1 0 ページ番号 1 及び 1 2 ページ番号 2

1 0 番 庄司 安伸 委員 造成工事に伴う残土置場となっており、特に問題は無い。

1 4 ページ番号 3

1 3 番 鈴木 ハマ子 委員 ほとんど周りに農地は無い。親族間の永年で使用賃借するもので問題は無い。

16 ページ番号 4

7 番 桂嶋 賢一 委員

耕作放棄地となっており、区画整理事業に伴う現場事務所となり、周辺への影響もないので、問題は無い。

議 長 事務局・担当委員の内容の説明が終了しましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手願います。

議 長 その他、ご質問・ご意見等ございませんか。
ご質問・ご意見等がないようです。
報告案件でございますので、ご了承いただければと思います。

議 長 (1) 履行確認について、担当委員を割り当てます。
2 ページ番号 1、3 ページ番号 3、14 ページ番号 3 については、
13 番 鈴木 ハマ子 委員、10 ページ番号 1、12 ページ番号 2 については 10 番 庄司 安伸 委員、16 ページ番号 4 については、7 番 桂嶋 賢一 委員が履行確認をお願いします。

議 長 次に、18 ページから 22 ページまでの、転用事業の履行確認の状況について委員の皆さんよりご報告をお願いいたします。

郷家 百合子 委員	979 番	完了報告
	980 番	完了報告
赤間 良一 委員	1106 番	初期確認報告
桂嶋 賢一 委員	1078 番	完了報告
	1108 番	初期確認報告
鈴木 幸雄 委員	1046 番	完了報告

議 長 他にございませんか。なければ、履行確認についてを終了します。

議 長 次に (2) 次回の総会について、事務局から説明をお願いします。

局 長 次回の総会の日程につきましては、令和 5 年 6 月 26 日 (月) 午後 3 時から役場 2 階の第 1 会議室で開催となりますのでよろしくお願いします。

議 長 それでは、次回は令和 5 年 6 月 26 日 (月) 午後 3 時から役場 2 階の第 1 会議室で開催いたしますので、御参集願います。

議 長 他に委員の皆さんから意見などございますか。
事務局からはありますか。

議 長 他にないようですので、その他を終了します。
これで議長の任を終わらせていただきます。

局 長 ありがとうございます。

局 長 以上をもちまして、第2回農業委員会総会を閉会いたします。

この審議は、書記が記載したもので内容が正確であり署名する。

令和5年 6月26日

3 番委員

鈴木孝男



4 番委員

伊藤英樹

